

仕 様 書

この仕様書は、広島市立広島市民病院の次に掲げる機器の賃貸借について必要な事項を定めるものとする。

1 対象機器等

名 称	設置場所
一酸化窒素投与装置 予定数量 3式 ・供給システム 一酸化窒素投与装置及び専用カート ・付属品 フィルターカートリッジ、インジェクターモジュール、酸素用DISSホース、IMケーブル、NOチューブ、アイキャル他付属品一式 ・医薬品 吸入用一酸化窒素製剤（専用容器入り）	広島市立広島市民病院内 広島市中区基町7番33号

本契約における一酸化窒素投与装置とは以下のものをいう。

- (1) 使用する機器は、一酸化窒素ガス管理システム（エア・ウォーター社アイノベントまたはアイノフローDS）であること。
 - (2) 診療報酬（処置料J045-2）が算定できるもの。
 - (3) 付属品、呼吸回路、消耗品を含むものである。
- 2 使用済み機器を再使用して貸与する場合は、受注者は、感染防止のため必要な消毒及び滅菌等の処理をあらかじめ行った上で貸与する。

3 賃貸借料

回数	履行期間	請求の時期	支払金額
1	平成30年 4月 1日から 平成30年 4月30日まで	平成30年 5月10日まで	契約書記載の賃貸借料に 基づいて算出した金額
2	平成30年 5月 1日から 平成30年 5月31日まで	平成30年 6月10日まで	
3	平成30年 6月 1日から 平成30年 6月30日まで	平成30年 7月10日まで	
4	平成30年 7月 1日から 平成30年 7月31日まで	平成30年 8月10日まで	
5	平成30年 8月 1日から 平成30年 8月31日まで	平成30年 9月10日まで	
6	平成30年 9月 1日から 平成30年 9月30日まで	平成30年10月10日まで	
7	平成30年10月 1日から 平成30年10月31日まで	平成30年11月10日まで	
8	平成30年11月 1日から 平成30年11月30日まで	平成30年12月10日まで	
9	平成30年12月 1日から 平成30年12月31日まで	平成31年 1月10日まで	
10	平成31年 1月 1日から 平成31年 1月31日まで	平成31年 2月10日まで	
11	平成31年 2月 1日から 平成31年 2月28日まで	平成31年 3月10日まで	
12	平成31年 3月 1日から 平成31年 3月31日まで	平成31年 4月10日まで	